

請 願 文 書 表

受理番号	5-3	受理年月日	5.5.29	付託委員会	総務常任委員会
請願者の住所及び氏名	京都府城陽市平川中道表1-12 京都府城陽久御山民主商工会 会長 内田 公昭 副会長 田中 郡次 事務局長 谷 祐一郎			紹介議員	西 良倫
件 名	「消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書				
要 旨	一、城陽市議会として、「消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書」を採択し、政府に送付していただくこと。				

【請願の要旨】

消費税のインボイス制度が2023年10月1日から開始されようとしています。

しかし、当初の登録申請期日であった今年3月末日においても、個人事業主の登録率は43.2%と低迷しています(東京商工リサーチ調べ)。

この数字は、制度をいまだ承知していない、または、承知していたとしても、登録に伴い義務化する消費税の申告・納税に耐えられないとの理由から申請を見合わせている小規模・免税事業者が全体の過半数を占めている事を示しています。

一方で国は苦肉の策として、申請期日を今年9月30日まで延長しましたが、現状、申請から番号通知まで3ヵ月かかっており、このような状況下でインボイス制度が強行されれば、当該個人事業主だけでなく、これらと取引のある企業等も巻き込み、地域経済全体に大きな混乱を招くことになります。

以上の要旨により、政府に対し「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を送付していただくことを求めます。

【請願の理由】

インボイス制度が実施されれば、消費税免税事業者は、次の3つの内、いずれかを余儀なくされます。

インボイスの登録を行う場合は、その担税能力、事務処理能力の有無に関わらず、消費税の申告・納税の義務を負う。

インボイス登録をしない場合は、取引先から仕事を打切られる、または商品代や工賃から消費税相当分の値引きを強いられる。

事実、取引先から送付された登録状況確認書に対し、「インボイスの登録しない」と回答したら、今年3月末で契約が打ち切られたといった事例が発生しています。

免税事業者が仕事を続けるためには、意に反して、インボイスの登録をせざるを得ないのが実情です。

しかし取引先との関係上、力の弱い免税事業者等は、消費税が増税されるたびに、増税額相当を単価から値引かれ、その分、所得が減少してきました。

また、現在では、コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が事業経営を圧迫しています。このような状況下でインボイス制度が始まれば、事業の維持・再建を凶ろうとしている小規模事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

小規模事業者の取引排除は廃業が広がれば、地域経済全体が疲弊することになります。以上の趣旨から、下記事項について請願します。

【請願事項】

- 一、城陽市議会として、「消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書」を採択し、政府に送付していただくこと。